

令和元年度 第3回市川市市民活動団体事業補助金審査会 次第

日時：令和元年8月2日（金）午後13時30分から

場所：市川市八幡2丁目4番8号

ボランティア・NPO活動センター

次 第

1. 議 題

- (1) 市川市市民活動団体事業補助金交付申請の審査
- (2) その他

【配布資料】

- ・資料1 次第
- ・資料2 AB両部会における意見一覧
- ・資料3 全体会での再審査を要する事業一覧

令和元年第3回市川市市民活動団体事業補助金審査会会議録

1. 日 時：令和元年8月2日（金） 13時30分～16時30分
2. 場 所：市川市八幡2丁目4番8号 ボランティア・NPO活動センター
3. 議 題：（1）市川市市民活動団体事業補助金交付申請の審査
（2）その他

4. 出席委員：金丸会長、榎戸副会長、土屋委員、五関委員、岩松委員、福井委員、大西委員、
竹中委員、小野委員、鈴木委員（10名）

5. 事務局：藤田課長、小林主幹、玉木主任（3名）

6. 内 容

金丸議長：ただいまから、令和元年度 第3回 市川市市民活動団体事業補助金審査会を開会します。

それでは、本日の会議を始めるに当たって、事務局から報告事項等がありましたら、お願いします。

事務局：はじめに、7月23日、24日の両日にわたり行った、AB両部会で審査された結果について、お知らせいたします。今回、申請された全68事業のうち、A部会では、34事業の審査をしていただき、3事業につきまして、全体会で再審査を要するとのこと判断をいただいております。31事業につきましては、交付の判断をいただきましたが、うち3事業につきましてはご意見を頂戴しました。B部会につきましても、A部会と同じく34事業の審査をしていただき、全事業について交付とするとのこと判断をいただきました。ただし、4事業につきましては、ご意見を頂戴しているところでございます。

それでは、本会議の進め方について、ご説明をさせていただきます。本日は、2つの議案の審査をお願いします。

まず、資料2「AB両部会における意見一覧」でございますが、タイトル下の説明のとおり、両部会におきまして、委員の皆さまより、ご意見をいただいた事業となります。

審査会からの指摘事項とするか、また、アドバイスとするかの決定について、一事業ずつご審査をお願いいたします。

指摘と決定した事業につきましては、交付可否決定通知書に記載のうえ、申請者へ発送しお伝えします。指摘をしないご意見につきましては、HPで公開した際に、各団体へご覧いただくようご案内いたします。つぎに資料3の審査についてです。こちらもタイトル下の説明の

とおり、A 部会において、全体会で再審査が必要であると、判断された事業です。

1 事業ずつ、補助決定の可否について、認める、または、団体のヒアリングを必要とするかのご審査をお願いいたします。説明は以上となります。

金丸議長：はじめに、申請された全 68 件のうち、AB 両部会で交付する判断になった、65 件の事業については、補助決定としたいと思います。

それでは、資料に基づいて、審査を行いますので、資料 2 の右から 2 番目の項目をご覧ください。一事業ずつ、ご意見を指摘事項とするか、アドバイスとするかの審査及び案文のご確認をお願いします。

団体番号 2 番傾聴ボランティア「赤とんぼ」についてです。こちらの団体は指摘事項またはアドバイスどちらがよろしいでしょうか。

小野委員：団体からの聞き取りでは、直接利用者へのアンケートを取ることは難しいが、今までは施設の方からは嬉しそうにしているといった声があったということでした。効果測定のためには可能であれば傾聴を受けている方へのアンケートも行っていたきたいです。

大西委員：本人へのアンケートが難しくても、例えば施設の方への聞き取りで、来てもらって助かっているといった答えだけでなく、傾聴前後の本人の様子等がわかるといいですね。

小野委員：事業の効果を意識してもらうことが、団体としても重要であると考えます。

岩松委員：事業の良い、悪いだけでなく、アンケートをとることで、現場で起きている問題を把握し、ボランティアの担い手を育成していくことに役立てることができると良いですね。

金丸議長：それでは、その他のご意見ないようですので、「各施設との調整の上、事業の効果を知りたいため、可能であれば傾聴を受けている方のアンケートの実施を行ってください。」という形で審査会からのアドバイスとさせていただきます。

金丸議長：次に団体番号 27 番傾聴ボランティアサークル「うさぎの耳」についてです。こちらの団体は指摘事項またはアドバイスどちらがよろしいでしょうか。

小野委員：交通費の計上が千円単位の計上となっております。前年度までの実績等もあるので、より実態に近い形での交通費の計上が良いのではないのでしょうか。

金丸議長：予算の段階からより正確に予算を計上して頂きたいということですね。

それでは、他にご意見ないようですので、「様式第 4 号（第 5 条関係）市川市市民活動団体事業補助金収支予算書において、交通費の予算の計上の際には前年度の実績に基づいて、なるべく実態に近い額で計上が望まれる。」という形で審査会からのアドバイスとさせていただきます。

金丸議長：次に団体番号 30 番ふれあい昼食会 すずめ茶屋についてです。こちらの団体は指摘事項またはアドバイスどちらがよろしいでしょうか。

小野委員：団体から、電話代を認めて欲しいという要望がありましたが、運営に係る経費は補助対象経費としては認めることができないというなかでご提案となります。往復はがき以外の手段として、携帯電話を持っているお年寄りもいらっしゃると思いますので、メールの活用や事前のスケジュール連絡などほかの手段を活用されることはいかがでしょうか。

岩松委員：参加者の方の状況などわからないところも多いので、なかなかどのような手段をとるのが良いかというのは一概には言えないかと思います。

金丸議長：そうですね。色々な状況はあるかと思うので、他の選択肢をご提案するということですね。

土屋委員：アドバイスや、指摘として団体に審査会として意見を提示するにあたり、「なにか不明なところなどあれば、ボランティア・NPO課に相談下さい」といった文言も付け加えた方が良くと思います。

事務局：そのように団体の皆様にはご案内をさせていただきます。

金丸議長：それでは、「参加者への連絡手段として、携帯電話を利用できる方については、メールを活用する等ほかの手段を検討してみたいかがでしょうか」という形で審査会からのアドバイスとさせていただきます。

金丸議長：次に団体番号 53 番ラーラ・マンドリンクラブについてです。こちらの団体は指摘事項またはアドバイスどちらがよろしいでしょうか。

土屋委員：継続性といった観点や、事業にかかっている経費を考えると、参加費やコンサート開催のための基金を作るなど、自主財源を確保する手段の検討という、中長期的に考えた時のアドバイスとしてとらえて頂ければよいのではないかと思います。

小野委員：無料イベントと有料イベントで文化会館の使用料がかわったりするのではないですか？それであれば、無料でやるといったことも考えとしてはあるかもしれませんね。

金丸議長：4回目の申請ということで、補助額も半分になってしまっているのです、他団体も含めて、財源を確保するという事は重要ですね。それでは「多くの集客をされているので、事業の継続性の確保のために、今後の活動において、参加費や募金等の収入の確保の検討をしてみたいかがでしょうか」という形で審査会からのアドバイスとさせていただきます。

金丸議長：次に団体番号 73 番いちかわ歩こう会についてです。こちらの団体は指摘事項またはアドバイスどちらがよろしいでしょうか。

事務局：団体に聞き取りを行ったところ、勘違いから、補助対象事業費総額が 30 万円ちょうどとなるように予算の作成を行ったとのこと。様式第 4 号市川市市民活動団体事業補助金収支予算書においては、事業にかかるすべての費用を予算に計上する必要がありますので、案文の内容となりました。

金丸議長：団体には既に指摘済みとのことですね。それでは、「様式第 4 号（第 5 条関係）市川市市民活動団体事業補助金収支予算書および様式第 13 号（第 11 条関係）市川市市民活動団体事業補助金収支決算書において、申請事業の規模を的確に把握する必要があることから、補助対象事業にかかる経費の全てを、支出金額の欄に計上が望まれる。」という形で審査会からのアドバイスとさせていただきます。

金丸議長：次に団体番号 87 番市川市WHO健康都市和洋会についてです。こちらの団体は指摘事項またはアドバイスどちらがよろしいでしょうか。いくつかの指摘があるように見受けられますが。

榎戸委員：活動の内容は重要であるとは思いますが、記載の内容や目的が多岐にわたりすぎているため、申請書を読んでいて、困惑してしまう所がありました。活動の目的と内容の整合性がとれた申請書の提出が必要ではないかという指摘となります。

土屋委員：クッキングの参加費については、なるべく安い価格で参加できるようにしたいという思いもわかりますが、参加費では食材費を賄っていないというのは問題であるかと思えます。

また記載内容については、地域交流といった観点から書類を記載するなどすると、わかりやすいのではないかといった意見も部会の中であがっていました。

榎戸委員：クッキングについては団体も値上げを検討しているとのことなので、アドバイスの内容になるかと思えます。申請書の内容については指摘といった内容でお伝えしたほうがよいと思います。

例えば、バス研修と防災との兼ね合いが読んでいてわかりませんでした。また、盆踊りとオリンピックのつながりがどこにあるのかということがわかりづらいです。

土屋委員：本質的に事業目的と事業内容が一致していないのか、うまく記載が出来ていないのが難しいですね。

榎戸委員：事業に一貫性がないように見受けられてしまいますよね。目的や課題に沿った事業であることが重要であると思えます。佐原へのバス研修についても、防災とバス研修がどう結びついて、防災が事業目的にどのように結びついているのかがわかりづらいかと思えます。

土屋委員：例えば盆踊りであれば、オリンピックについて記載するのではなく、行徳という地域の特色でもある旧住民や新住民、外国籍の方々の交流の場をつくりだすといった観点があっても良いのではないのでしょうか。

岩松委員：事業にしっかりとした計画と一貫性があることが重要ですね。

金丸議長：事業目的自体を地域交流といった観点で記載して頂くといった変更も必要かもしれません。それでは、「親子クッキングの参加費については、食材費が賄える程度に値上げが望まれます。市川市市民活動団体事業補助金交付申請書に記載された、事業目的と、盆踊りやバス研修といった事業内容が合致していないように見受けられます。事業目的と内容を合致させる形で記載してください。」という形で審査会からの指摘事項とさせていただきます。

金丸議長：次に団体番号 91 番 ASB についてです。こちらの団体は指摘事項またはアドバイスどちらがよろしいのでしょうか。

土屋委員：参加想定人数が 20 名程度というのは、人数的に少ないのではないのではないかという点での疑問でしたが、会の規模としてそこが限界であるという回答でしたので、やむを得ないと感じました。

金丸議長：どの団体についても同じですが、広報に力を入れて頂きたいというのは、一つ重要なポイントになるかと思います。

事務局：対象者の固定化が懸念されるということについても、部会において指摘がございました。

岩松委員：効果について広がりが見えるも補助対象事業であることの重要な要素であると思います。一回の事業で多くの人に参加することが難しいのであれば、回数を増やすことや、いろいろな場所で事業を行うことが必要となるのではないのでしょうか。

金丸議長：そうですね。そういったことも必要だと思います。

榎戸委員：市民まつりではこの団体はどのようなことをやっているのでしょうか。市民祭りでは、伝承遊び事業はやっていないのですか？

事務局：市民まつりでは、事前に作成した竹鉄砲を展示し、実際に遊んでもらい、興味を持った方々に工作教室のご案内を送付しているとのこと。

五関委員：キャンプの事業について、もし毎回、同じ家族を対象として活動しているのであれば、問題であると感じます。

事務局：事業については広く参加者を募集しており、固定化しているものではないとの説明を受けております。

小野委員：広報の場として市民まつりに参加しているのであれば、来場者数などもわかれば記入して頂いた方が事業の全体像が把握できるので、よいかと思います。

金丸議長：それでは、「市民に広く開かれた事業であることを意識して、積極的に広報を行いながら事業を行う事が望まれます。また、市民祭りに参加した実績やそこから工作教室に参加された方の人数を記載することが望まれます。」という形での審査会からのアドバイスとさせていただきます。

金丸議長：続いて、資料3全体会での再審査を要する事業一覧をご覧ください。A部会において全体会に諮る必要とされた事業について補助決定とするか、団体のヒアリングを行う必要があるか、について審査をお願いします。こちらの事業も一事業ずつ、審査をお願いします。資料の右から2番目の回答項目の内容、申請綴りを見ながら、ご意見、審査をお願いします。まずは、団体番号38番「住み良い街を作る会」についてです。

岩松委員：コーヒーやケーキの材料となる物が、消耗品でよいのでしょうか。鉢花代は原材料費で良いのですか？

事務局：イベント等に出店する為の食材費は消耗品費とするようガイドブックに記載しております。他団体につきましても、鉢花代は原材料費として受領しております。

五関委員：175,000円で仕入れたものを675,000円の収益を得ているということですが、その仕入れにかかる費用を補助の対象とするには少し違和感があります。それ以外の事業にかかる費用を補助対象とするほうがしっくりくる気がします。

土屋委員：事業費が収益で賄えるようにもみえますよね。

事務局：補助対象事業費全体の収入と支出で事業の中でバランスがとれているため、収益が発生しているものではないという考え方で申請を受領しております。また、使用料および賃借料については、自宅をサロンとして開放しているということから、その場所の維持費にかかるものであるとの確認をしております。

五関委員：賃料としてお支払されているとのことですね。

金丸議長：報償費はなぜ補助対象経費として計上されていないのでしょうか。

事務局：会員への支払いとなりますので、対象外となります。

土屋委員：昨年度の実績において使用料および賃借料が325,365円となっていて、今回の申請では266,000円となっている根拠というのは何か提示されているのでしょうか？収益が使用料および賃借料にあてられているということは、ある意味、補助対象経費外の一部に市川市民活動団体事業補助金があてられているというようにも考えることができるかと思います。

この点について何か事務局では聞き取りをされていますでしょうか？

事務局：維持管理などを含めた費用であるということです。

小野委員：しっかりとした収入が確保されているので、それに係る費用を補助金で賄う必要はないと思います。花代以外の費用については補助対象経費外とすべきであると思います。

事務局：サロン活動で自身が所有する建物については事務局からは補助対象外であることの説明は団体へ行っております。今までは、収支が一致しているといった点から補助対象経費として認められてきた経緯があります。今年度は4年目の継続の審査となりますので、補助対象となる消耗品費から収益をあげ、補助対象経費外の使用料および賃借料や、ボランティア報酬へあてられている点について、今後は認めないとするのも選択肢のひとつになると思います。また当団体については、予算において、使用料および賃借料について根拠となるようなものも示されておりません。団体への聞き取りのなかでは、他の施設を利用した場合にかかるであろう費用を計上しているとのことでした。

しかしながら、内訳が書かれていないことで、収支バランスをいかようにも設定できてしまうとも捉えることもできると考えられます。そのような場合は、266,000円の根拠を明示していただく必要があるかと思えます。

消耗品費で食材を購入し多額の収益をあげており、その収益が補助対象経費外の部分に流れているので、収支の構造上、この事業においては、消耗品費は補助対象経費外とするということも考えられると思います。

金丸委員：他団体についても、お祭りなどで食材を購入し収益をあげる事業はあるかと思いますが、収益はお祭りの開催に係る費用に使用されており、自宅の賃借料にあてられている場合とは性質が違ふと考えることもできますね。

土屋委員：報償費300人×1,000円というのは昨年度と同じですか？

事務局：昨年度も同じ内訳で計上されています。

岩松委員：報償費や使用料および賃借料については補助対象経費外であるものの、補助対象経費である消耗品費をもとに得られた収益から補てんしているということですね。そういった収支構造が適切であるかどうかということですね。それが今までの審査会では認められてきているといったことです。私は望ましくないと感じます。

金丸委員：そろそろ、投票を行った方がよいでしょうか。

土屋委員：ヒアリングではどういったことをするのですか。

事務局：次回の審査会において、申請内容について審査会委員に直接団体に聞き取りを行っていただくということになります。

五関委員：大きく内容は変わらないのにも関わらず、今までは認めていたことが認められなくなるものについては問題が無いのでしょうか。

事務局：当団体は4回目の申請となりますので、3回目までの実績や効果を含めて、改めて補助継続の可否について検討を行うということになっておりますので、規則にのっとった審査の方法となります。

岩松委員：高齢者の生きがいづくり事業という内容は公益性の高いものだと感じます。

五関委員：光熱水費や様々な維持に係る費用があり、本当はもっと費用がかかっているけれども、その費用は補助金申請できないといわれた。それで、それ以外の費用を補助金申請しているといった、団体の想いはあるのでしょうか。

事務局：団体側は私設の公民館としてやっているという想いを強く持っていらっしゃいます。

榎戸委員：ヒアリングで事実を確認して、何かの判断が変わるのでしょうか。

土屋委員：審査会をひらくための時間と費用をかけて、ヒアリングでちゃんとした結論がでないことは避けたいと考えます。私はこの件は補助金の原理原則に深くかかわる部分でありよく議論する必要があると思います。

事務局：これまでは、反対過半数の場合はいきなりの否決定とするのではなく、ヒアリングを行い決定という流れ審査を行ってまいりました。そのため、これまで通り今回も一度団体から直接ヒアリングを行い最終的に交付の可否について判断していくということを想定してまいりました。ヒアリングを行わなければならないという規定があるわけではないので、バツが多かった場合にヒアリングを行わずに否決定とすることもできるかと思えます。

岩松委員：団体も納得できるような形で進める必要はありますよね。

福井委員：ヒアリングのポイントとしては、市川市市民活動団体事業補助金はある程度、自費でまかなうことは必要で、一部市の補助金で活動をサポートするといった制度であり、すべてのボランティアにかかる費用を市が補助するものではないと思います。そのあたりの認識を伺うことが必要だと思います。

金丸議長：ヒアリングを行うことの意義についての議論にもなりましたが、事務局が聞き取りを行う事と、審査会で聞き取りを行うことは、質の違うものであると思います。審査会でこれだけの時間をかけて議論をおこなってきたので、ぜひ直接審査会委員の皆様にも直接聞き取りができる場があったほうがよいのではないのでしょうか。

使用料および賃借料についてはどのような計上となっているのか。また収入が相当額あるにも関わらず、その原材料費について補助対象経費とすることについて、疑義があがっているということについて団体にもお伝え頂ければと思います。他に前にか事前にお伝え頂くことはありますでしょうか。個人的にはもう少しケーキやコーヒーを安く提供することを考えてもいいのかと思います。

福井委員：事業の目的が、カフェ的なものではないのかということ、直接伺えればと思います。

土屋委員：私は値段については、特に値下げなどは必要ないと考えます。ただ、先ほど事務局から指摘のあった点に基づいて、各委員が何を質問するべきかを検討していく必要があるのではないのでしょうか。使用料および賃借料の根拠がここに見えていないことが問題だと思いますが、実際は、様々な諸費用をすべてここに計上しているのだろうとは感じています。

金丸議長：かしこまりました。それでは、裁決を行います。事務局は、投票の準備をお願いします。

補助交付決定に賛成の方は、「○」を、反対の方あるいは、ヒアリングを要すると思う方は、「×」をご記入下さい。

金丸議長：団体番号38番「住み良い街を作る会」については賛成が1票、反対が9票となりました。

反対過半数のため、申請者から直接ヒアリングを行い、より詳細な説明を行うことにします。

金丸議長：次に、団体番号47番「特定非営利活動法人 市民後見センターちば」についてです。

新聞折り込み料についてお認めするかどうかというのが一つの論点であがっていたかと思います。またその他の点についても議論としてあったかと思いますのでよろしくをお願いします。

五関委員：成年後見制度を広め、相談の場を提供することは、公益性のある事業であると思います。ただし、成年後見を受任することは法人税法上も収益事業と見なされるものであり、他の団体等でも受任業務をやりたいと思っているにもかかわらず、ここで相談をした方が、そのまま専属的にこの団体の受任につながっていくのであれば、補助金を受けていることが、その団体へのお墨付きを市が与えることになる点が気になります。

事務局：「特定非営利活動法人市民後見センターちば」は、後見を必要としている人が地域社会の支援によって安心して暮らすことができるように、その担い手である後見人等を市民の中から育成するとともに、法人として法廷後見及び、任意後見の受任者となることによって被後見人等の権利を擁護し、よって福祉の増進に寄与することを事業目的としております。このことから法人の補助対象事業とは別の事業として、後見人の引き受けに関する事業等を行っております。補助対象事業である、出前講座や相談会、研修会などの参加者が、当団体への後見を依頼することに関しては、営利を目的とした団体ではないことから、問題が無いのでは

ないかと考えられます。

五関委員：相談後、後見を依頼する選択肢として他の団体などが提示されているのであれば、公益的であると考えられると思います。

岩松委員：民間企業や市の委託事業として、同様の事業を行っている中で、この団体に補助金を出すことが良いのでしょうか。また、今までの3年間の受益者が少ない点も問題であると感じます。必要な人は別に相談場所があり、需要があまりないのかもしれませんが。

岩松委員：市の委託事業である、社会福祉協議会の成年後見制度の講座だと100名近い方が来ています。直接いろいろな働きかけをして、人を集めています。新聞の折り込みで人を集めるのは難しいのではないのでしょうか。

金丸議長：新聞の折り込み自体についてはいかがでしょうか。今後の他団体への影響も考えられると思いますが。

小野委員：新聞折り込み代は今まで計上されたことがなかったのでしょうか。効果という面から新聞折り込み料は認めるべきではないと考えます。

土屋委員：新聞折り込みについて、団体も広報に力を入れたいという思いからあがってきた、アイデアだと思います。新聞折り込み料について認めないとなった時に、審査会からなにか代替するものをお出しできるといいですね。

福井委員：もっと市の広報などを利用して、市がボランティア団体のPRをお手伝いできる仕組みがあるといいですね。そういったことがあれば、各団体が費用をかけずにPRをできますよね。

金丸議長：新聞折り込み料自体がだめというよりも、こちらの事業についてはダメということもできますかね。

五関委員：後見制度に関わる団体が問題視しているのかが知りたいので、問題がないとらえているのであれば、私も問題が無いと思います。そういった観点から他団体との協力関係についても伺いたいです。

金丸議長：かしこまりました。それでは、裁決を行います。事務局は、投票の準備をお願いします。補助交付決定に賛成の方は、「○」を、反対の方あるいは、ヒアリングを要すると思う方は、「×」をご記入下さい。

金丸議長：団体番号47番「特定非営利活動法人市民後見センターちば」については賛成が3票、反対が7票となりました。反対過半数のため、申請者から直接ヒアリングを行い、より詳細な説明を行うことにします。ヒアリングで当団体に確認したいことは何かありますでしょうか。

金丸議長：新聞折り込みの効果について、団体はどのように考えているのか伺いたいです。

小野委員：今現在の広報の取り組みについても改めて伺いたいですね。

事務局：申請書に記載いただいております内容としては、地域新聞や市の広報への掲載、公民館等の施設への配布、関係団体への配布、HPの活用などがあり、既に多くの広報活動に取り組んでおります。

金丸議長：新聞折り込み以外の手段で既にたくさんの広報をおこなっているということなのですね。

五関委員：他団体との協力関係についても伺えればと思います。

金丸議長：わかりました。ではそのような点で団体に質問を行っていただければと思います。

金丸議長：次に、団体番号98番「特定非営利活動法人 ダイバーシティ工房」についてです。

こちらは初めて申請のあった団体です。「その他経費」として学生有償ボランティアリーダーへの謝礼について今回申請がありました。「報償費」といった考え方もありますが、その場合は専門性のある方への支払いという点について少し疑義が残る形となってしまいます。

小野委員：有償ボランティアについては今まで議論となったことはありますか？学生に限った形で有償ボランティアについて費用を認めることは良いと思います。

五関委員：ボランティアリーダーにしか謝礼は払わないのですか？

事務局：ボランティアリーダーの方は別に打ち合わせなどがあり、かかる負担が一般ボランティアの方に比べて大きいことから、リーダーのみへの支払いとなるということです。

鈴木委員：有償ボランティアへの謝礼の計上は問題ないと思いますが、一定の費用の上限を設け、認めるとした方が良いと思います。

金丸議長：法外な値段でなければ、適切な費用であると思います。一つの目安としては、報償費の5万円というものがあげられます。学生への支払いについて、補助対象経費に計上すること自体はどの委員も問題がないとお考えと感じますので、問題はその他経費としてお認めするのか別の費用としてお認めするのかという点になります。

事務局：団体番号59番「赤レンガを生かす会」では「その他経費」において、若い世代を事業に巻き込むためにワーキンググループに参加する学生（5名）への特別研究費の支払いを予定しており、B部会において補助対象経費への計上をお認め頂いております。

金丸議長：バランスを考えると、今回の件もお認めする方がバランスが良いと考えられますね。

五関委員：ボランティアリーダーが他の学生を指導しているのであれば、指導の為の報償費といった考え方もできるのではないのでしょうか。

福井委員：報償費は専門性に基ついたものであり、今回の件は労力に対しての支払いとなると思うので、

報償費はふさわしくないかと感じます。

金丸議長：それでは、裁決を行います。事務局は、投票の準備をお願いします。

「その他経費」について、補助対象経費に含めることに賛成の方は、「○」を、反対の方あるいは、ヒアリングを要すると思う方は、「×」をご記入下さい。

金丸議長：団体番号98番「特定非営利活動法人 ダイバーシティ工房」については賛成が10票となりましたので、申請の通り、その他経費について補助対象経費に含めるということになります。

福井委員：「有償ボランティアリーダー」という文言については検討が必要であるということについては、お伝えをお願いします。

金丸議長：以上で、本日の議題は全て終了しました。事務局に進行をお返しします。

事務局：次回の審査会は、9月6日、場所はこの建物のボランティア・NPO活動センター4階を予定しています。開催の案内は別途お送りいたします。連絡は以上になります。

金丸議長：これで、令和元年度 第4回 市川市市民活動団体事業補助金審査会を閉会いたします。
本日は、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。